

# 相続

Souzoku tsushin

# 通信

2023  
April

# 04



# 法人契約で活用すべき 長期平準定期保険とは何か？

経営者には、相続対策と事業承継のための準備が必要です。今回は、相続・事業承継のために法人契約で活用すべき長期平準定期保険についてご説明します。

## 保障だけに限定した 10年定期保険

会社の経営者の生命保険は、個人でも加入することができますが、法人でも加入することができます。つまり、会社が契約者で受取人、経営者が被保険者となる契約です。

一般的に、経営者には法人契約が好まれます。

一番大きな理由は、個人で保険料を支払う必要がないことから、保険料を負担している感覚が小さくなるからです。しかも、保険料を会社の経費とすることができれば、法人税の課税を繰り延べることができることから、役員報酬の手取り額を大きくすることができます。

また、経営者が会社の経費とする1万円は、個人で財布から出す1000円と同じような負担感ですから、比較的高額な保険料を支払うことを考えます。

もちろん、保険金は会社が受け取りますので、会社が個人に支払わなければなりません。この点、支払う手段として生前または死亡時の退職金を活用することができ、役員報酬よりも税金の負担を軽くすることができます。

経営者が生命保険の加入を考えたとき、真っ先に相談するのは会社の顧問税理士です。顧問税理士は会社の財務内容をすべて把握していますから、最適な保険商品を指導してくれる先生となっていました。また、多くの税理士は、保険代理店になっていましたので、指導だけで

なく販売も行ってくれました。

これまで、顧問税理士が経営者へ販売してきた保険商品の代表例は、10年定期保険でした。

10年定期保険とは、保険期間が10年間と決められている死亡保険のことです。10年間のうちに死亡または高度障害状態になった場合には、保険金が支払われます。

しかし、死亡などの事態が起こらなかった場合、10年後に契約終了となります。満期保険金の受け取りはなく、解約返戻金もありません。

つまり、終身保険のように貯蓄性が無く、掛け捨てなのです。しかし、保険料には貯蓄の部分がないことから、純粹に保障だけの支払いとなり、保険料が安くなります。

しかし、10年ごとに契約更新する必要があり、更新するたびに保険料が高くなっていきます。高齢になるにつれて、死亡する確率が高くなるからです。

このような10年定期保険が盛んに販売されたのは、生命保険で貯蓄など行うべきではなく、事業継続のために最低限必要な保障額だけを確保すべきだという考え方に基づいているからです。

## 貯蓄性のある 長期平準定期保険

一方で、この企業防衛制度に対抗したのが、生命保険会社のライフプランナーでした。

10年定期保険のデメリットは、貯蓄性が無いことでした。そこで、ライフプランナーたち

は、そのデメリットを強調し、貯蓄性のある保険商品を販売してきたのです。その商品が長期平準定期保険です。

長期平準定期保険とは、保障を受けられる保険期間がとても長く設定される定期保険です。

商工会議所が提携するアクサ生命から販売された70歳満期が人気でしたが、最近の主流は、100歳満期のものです。仮に50歳で加入すると、満期まで50年間という長い契約となります。

長期平準定期保険の保険金や保険料は、100歳になるまで一定です。契約途中で変動することはありません。

また、途中解約すると解約返戻金が支払われます。この点、払い込んだ保険料の合計額に対する解約返戻金の割合のことを「解約返戻率」といいますが、この解約返戻率は、契約後ゆるやかに上昇していき、一定期間の経過後にピークを迎えたあと、下降していき、100歳になると必ずゼロとなります。

## 長期平準定期保険で貯蓄できる仕組み

10年定期保険のように保障だけに限定した商品の保険料は、貯蓄性がないことから、純粋な自然保険料だけで成り立っています。自然保険料というのは、死亡率に連動するため、毎年上昇していきます。つまり、若い頃は安く、高齢になると高くなります。

そこで、契約期間にわたって保険料が一定となる方法が考えられたのです。これが、平準保険料です。これは、自然保険料が安い若い頃に将来の保険料を前払いしておくことで、将来の保険料の準備を行おうとするものです。

つまり、保険料に保障だけでなく貯蓄が組み合わされているのです。

例えば、70歳で会社を退職するとすれば、69歳で保険料の支払いを終了させます。そし

て、71歳から100歳の期間は前払いしておいた保険料を支払いに充てるのです。

## 退職金の財源として活用できる長期平準定期保険

長期平準定期保険のメリットは、保険料の一部を経費に入れることができることです。

解約返戻率の最高が85%を超える場合、保険料を経費に入れることができませんが、解約返戻率の最高が70%超~85%以下であれば、加入後4割の期間において、保険料の4割を経費に入れることができます。

解約返戻率80%といいますと、20%が戻ってこないことが損ではないかと思われるかもしれませんが、

しかし、この20%は退職するときまでに死んだら保険金がもらえる死亡保障に対する自然保険料だと考えれば、それほど高いものではありません。同様の死亡保障を、10年定期保険の更新を続けることでカバーするとすれば、保険料の合計額はもっと高くなるはずですよ。

一方で、解約返戻金を退職金の財源とすることができるともメリットとなります。

退職時までの支払った保険料のうち、前払いの部分が貯蓄されていますので、それが解約返戻金となって返還されます。解約返戻率80%であれば、支払った保険料の合計額の80%が会社に戻ってくるということです。

これを財源として退職金を支給すればよいでしょう。支払う法人は、一定の限度額まで、退職金を経費に入れることができますし、受取る個人は退職所得として所得税負担を軽くすることができます。経営者は、毎年役員報酬をもらうよりも、まとめて退職金をもらうほうが、税負担が小さくなって有利なのです。

(公認会計士/税理士/宅地建物取引士/1級FP/中小企業診断士 岸田康雄著『相続生前対策パーフェクトガイド』『富裕層のための相続税対策と資産運用』より抜粋)



家屋と貸家の相続時の評価について教えてください。

## 亡くなった方が不動産を所有していた場合、土地、家屋についても評価額を算出した上で遺産総額に加算する必要があります。

被相続人(亡くなった人)が不動産を所有していた場合、土地はもちろんのこと、家屋についても評価額を算出した上で、遺産総額に加算する必要があります。

### ■家屋の相続税評価の方法について

相続財産評価基本通達 88 および 89 で、自宅建物の相続税評価の方法は、以下の様に評価することと記載されています。

『88 家屋の価額は、原則として、1棟の家屋ごとに評価する。』

『89 家屋の価額は、その家屋の固定資産税評価額(地方税法第381条((固定資産課税台帳の登録事項))の規定により家屋課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に登録された基準年度の価格又は比準価格をいう。』

これを要約すると、建物の評価は1棟ごとに、固定資産税評価額(毎年6月頃に市区町村や都税事務所から届く固定資産税通知書・評価明細書に記載)を評価額が、そのまま相続時の建物の評価額として良いこととなります。

不動産鑑定価格等、その他の具体的根拠があればそれを用いることも可能ですが、一般的に固定資産税評価額は、実際の不動産の時価(取引相場)の70%程度として評価されていることが多く、結果的に、固定資産税評価額を用いた方が相続税を抑えられるケースがほとんどです。

### ■貸家の相続税評価額について

一棟の賃貸物件を所有している場合には、自宅建物の評価より計算が複雑になります。

その評価方法とは、先程の固定資産税評価額に、1から借家権割合(一律30%)控除した割合を乗じた価額となります。

例)

＜固定資産税評価額 1,000 万円の評価対象貸家の場合の当該貸家の相続税評価額＞  
 $500万円 \times (100\% - 30\%) = 700万円$

＜相続財産がアパート等の場合の相続税評価＞  
**賃貸物件(一棟)の相続税評価額**  
 $= \text{アパートの固定資産税評価額} \times (1 - \text{借家権割合}(30\%) \times \text{賃貸割合} \ast)$

※賃貸割合とは、満室時を100%とした場合、相続時点で何%の部屋が賃貸の状態にあったかという割合のこと

仮に10室のアパートがあり、そのうちの8室が賃貸で埋まっていた場合の賃貸割合  
 $8室 \div 10室 \times 100\% = 80\%$

つまり、賃貸物件の相続税評価額の算式に当てはめた場合、空室が多いこと＝相続税評価額が高くなる(相続税が上がる)ということに繋がってくるのです。しかし、不動産賃貸の性質柄、時期によっては一時的に入居者が退去しているということもあるでしょう。

そのような場合については、退去後のハウスクリーニングや不動産仲介業者を介しての入居募集等、入居のための努力を行うことで、賃貸しているものとして計算しても構いません。国税庁の質疑応答事例の中でも回答がなされており、『一時的に空室となっている部分は実際に賃貸されているものと見なして評価を行っても差し支えない』ということが記載されています。